

別記第3号様式（第4関係）

稚内地区消防事務組合インターンシップに関する協定書

稚内地区消防事務組合（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、稚内地区消防事務組合インターンシップ実施要綱（以下「要綱」という。）第4の規定に基づき、実習に関して、次のとおり協定を締結する。

（実習生の受入れ）

第1 甲は、職業意識の向上及び市政に対する理解を深めるとともに、人材の育成を目的として、乙より推薦を受けた生徒又は学生のうち、受入れを可としたものを実習生として受け入れるものとする。

（実習期間）

第2 実習生の実習期間は、原則として5月から10月までの期間うち、甲が定める一定の期間とする。ただし、甲乙協議により、その期間を変更することができるものとする。

（実習時間）

第3 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時45分から午後5時30分までの間において、甲乙協議により、定める。

2 前項の規定にかかわらず、救急実務研修による隔日勤務を行う場合は、甲乙協議により、その実習時間を定める。

（報酬等の不支給）

第4 甲は、実習生に対して、賃金、報酬、手当その他一切の金品を支給しない。

（実習生の身分及び服務）

第5 甲は、実習生に対し甲の職員としての身分を付与しないものとする。

2 実習生は、甲の職員が遵守すべき法令等を遵守し、甲の職員の指示に従わなければならない。

3 実習生は、実習時間中は実習に専念しなければならない。

4 実習生は、甲の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

5 実習生は、病気その他やむを得ない理由により実習を欠席する場合は、実習開始時刻前に、受入れ部署に連絡しなければならない。

(秘密を守る義務)

第6 実習生は、実習により知り得た甲の業務上の秘密を漏らしてはならず、実習終了後においても同様とする。

(実習中の事故等の責任等)

第7 乙及び実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、自らの責任において対応しなければならない。

2 前項の規定により傷害保険及び賠償責任保険に加入したときは、学校及び実習生は、その加入を証する書類の写しを甲に提出しなければならない。

3 実習生が故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、乙及び実習生は、甲又は第三者に対しその損害を賠償しなければならない。

(実習生の提出書類)

第8 実習生は、甲に対して要綱第11に定める誓約書を実習開始前に提出しなければならない。

(実習生の個人情報の取扱い)

第9 甲は、実習生の個人情報を厳重に管理するものとし、法令等に定めのある場合を除き、本人の同意なく実習の目的以外に使用してはならない。

(実習の中止)

第10 甲は、実習生が本協定書に違反する行為を行った場合又は消防業務に支障を来すおそれがあると認める場合は、実習を中止することができる。この場合において、甲は、乙及び実習生に対しその旨を通知するものとする。

(実習の証明)

第11 甲は、乙が実習生の実習内容等について証明を求めたときは、これを行うものとする。

(有効期間)


第12 この協定の有効期間は、締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1月前までに甲乙いずれからも変更又は解除等の意思表示がなされないときは、さらに1年間延長されるものとし、その後についても同様とする。

(その他)

第13 本協定書に定めのない事項若しくは疑義が生じたとき又は改正の必要が生じたときは、甲乙協議により、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 稚内市港5丁目1番37号  
稚内地区消防事務組合  
消防長 

乙 住所  
学校等名称  
代表者職氏名 